

令和元年度 狂犬病予防集合注射のご案内



実施日 6月2日(日)		実施日 6月9日(日)	
実施場所	実施時間	実施場所	実施時間
与那覇コミュニティセンター	9:00~ 9:20	宮平地域振興資料館	9:00~ 9:50
宮城構造改善センター	9:40~10:00	北丘幼稚園駐車場	10:10~10:40
大名公民館	10:20~10:40	新川コミュニティセンター	11:00~11:30
北丘ハイツ集会所	11:00~11:20	照屋コミュニティセンター	11:50~12:10
兼本ハイツ集会所	11:40~12:00	津嘉山地域資料館	13:10~14:25
本部公民館	13:00~13:20	南風原町役場	14:45~15:30
喜屋武集落センター	13:40~14:00	※東新川で飼われている犬は大名公民館で実施します。 ※兼城、第1団地、第2団地で飼われている犬は役場で実施します。 ※宮平ハイツ、慶原で飼われている犬は役場で実施します。 ※予防接種手数料等は、5月中旬に郵送されるはがきを確認してください。	
神里構造改善センター	14:20~14:40		
山川集落センター	15:00~15:20		

【お問い合わせ】 南風原町役場 住民環境課 生活環境班 ☎889-1797

バス通学定期券が半額に！ 沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業のご案内 2019年度は4月から割引販売スタート！

対象者	児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯の高校生 (※生活保護受給世帯は対象外)
割引内容	バス通学定期券の半額
申請期間	令和2年(2020年)1月31日まで
申請先 お問い合わせ 沖縄県担当	詳しくはQRコードまたは下記の連絡先にお問い合わせください。 (公社)沖縄県母子寡婦福祉連合会 ☎098-887-4099 沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 ☎098-866-2174

はえばるエコセンターだより

予約・お問い合わせ
はえばるエコセンター
☎889-4425 南風原町字兼城686

今月の講座
はえばるエコセンターで開催される講座です。
参加の際は事前予約をお願いします。

包丁・はさみ研ぎ講座

切りにくくなった包丁やはさみを研いで、長く大切に使いましょう。
節約センター内原の内原正氏を招いて正しい研ぎ方を学ぶ人気の講座です。

日時 令和元年5月23日(木)10:00~12:00 参加費 500円
対象 南風原町民 場所 南風原文化センター研修室
※包丁・はさみ・ふきん、砥石(持っている場合)を持参してください。
はえばるエコセンターに電話・または来館し事前にお申込みください。

プリンターコンポスト
いっぺーじょーとー君
無料モニター募集中!

制服のリユースにご協力をお願いします
使用しない制服 エコセンターでお預かり 新たな持ち主へ

5月13日(月)
10:00~12:00
古着をリメイク!
古着をリメイクしましょう。
さき織又はヘアバンド
を作ります。
持ち物:古着・裁縫道具
参加費:無料

5月27日(月)
10:00~12:00
みつろうラップ作り
繰り返し使え、ごみ減量にもなる
おしゃれなみつろうラップを
作ります。
材料費:100円
持ち物:綿の布
(30cm×30cmくらいまでの大きさ)

南風原町のホームページでもご覧いただけます。 <http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2013081900013/>

“生前贈与を考える”
子育てを間違えず、まともな子どもに育てておけば
相続争いなど起きるはずがない。
遺言書を遺すことによって、かえって、
兄弟間の仲は悪くなりませんか。
生前に遺産分割する方法を考える！

税理士 法人 **八幡会計事務所**
税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440

沖縄県知事(6)第2898号・不動産全般
宅地建物取引・店舗アパート斡旋管理

大盛不動産

事務所・津嘉山1498 ☎889-6677
FAX 889-6688

平成31年4月より 国民健康保険の税率改正にご理解をお願いします。

平成31年4月より国民健康保険税について以下3点の改正が行われます。



改正①：税率改正

【平成30年度まで(改正前)】		【平成31年度まで(改正後)】	
	合計		合計
所得割	10.45%	所得割	11.22%
均等割 (一人あたり)	27,400円	均等割 (一人あたり)	35,300円
平等割 (一世帯あたり)	29,200円	平等割 (一世帯あたり)	29,200円

→ 所得割 **0.77%増**
→ 均等割 **7,900円増**
→ 平等割 **変更なし**

改正②：課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の限度額は、これまで93万円(医療分58万円・支援金分19万円・介護分16万円)でしたが地方税法の改正により平成31年度からは96万円(医療分58万→61万円、支援金分・介護分は変更なし)となります。

項目	平成30年度			平成31年度		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割額	$\frac{6.00}{100}$	$\frac{3.5}{100}$	$\frac{0.95}{100}$	$\frac{7.35}{100}$	$\frac{2.17}{100}$	$\frac{1.70}{100}$
被保険者 均等割額	15,000円	5,500円	6,900円	21,000円	7,000円	7,300円
世帯 平等割額	19,000円	5,700円	4,500円	19,000円	5,700円	4,500円
課税限度額	58万円	19万円	16万円	61万円	19万円	16万円

改正③：軽減対象範囲の拡充

軽減対象となる所得の基準の見直しがあり、軽減対象範囲が拡充されます。

- 5割軽減 (現行) ・ 5割軽減基準額：33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)
(変更後) ・ 5割軽減基準額：33万円 + (28万円 × 被保険者数)
- 2割軽減 (現行) ・ 2割軽減基準額：33万円 + (50万円 × 被保険者数)
(変更後) ・ 2割軽減基準額：33万円 + (51万円 × 被保険者数)

〈国保税の軽減制度〉

国保税には低所得者世帯の税負担を軽減するため、世帯平等割額及び被保険者均等割額の7割、5割、2割の軽減制度があります。国保税の軽減制度は、所得の申告をした世帯が国の定める所得水準を下回る場合に適用されますので、**所得の申告がないと、課税の軽減制度が適用されません。**また、所得に応じた正しい公平な課税ができませんので是非所得の申告をしてくださるようお願いいたします。

2割軽減制度			5割軽減制度			7割軽減制度		
国保加入者数	国保加入者全員の所得の合計額	これだけ安くなります	国保加入者数	国保加入者全員の所得の合計額	これだけ安くなります	国保加入者数	国保加入者全員の所得の合計額	これだけ安くなります
1人	84万円以下	12,900円	1人	61万円以下	32,250円	1人	33万円以下	45,150円
2人	135万円以下	19,960円	2人	89万円以下	49,900円	2人		69,860円
3人	186万円以下	27,020円	3人	117万円以下	67,550円	3人		94,570円

◆ご不明な点等ございましたら下記のご連絡先にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 国保年金課 保険税班 ☎889-1798